

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月25日

【事業年度】 第126期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 株式会社中国銀行

【英訳名】 The Chugoku Bank , Limited

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 永 島 旭

【本店の所在の場所】 岡山市丸の内 1 丁目15番20号

【電話番号】 岡山（086）223局3111番（代表）

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 安 東 寛 倫

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町3丁目4番4号
株式会社中国銀行東京事務所

【電話番号】 東京（03）3242局1318番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 国 定 剛

【縦覧に供する場所】 株式会社中国銀行福山支店
（広島県福山市紅葉町1番1号）
株式会社中国銀行高松支店
（香川県高松市紺屋町9番地6）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました、第126期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

の有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の2第1項の規定に基づき、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

なお、本件による（連結）財務諸表への影響はありません。

2 【訂正事項】

第一部企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(10)取締役会への権限委譲

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(10)取締役会への権限委譲

(訂正前)

自己株式の取得について、株主さまへの利益還元を図ること並びに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、定款にて「当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。」旨を定めております。

(訂正後)

ア. 自己株式取得

自己株式の取得について、株主さまへの利益還元を図ること並びに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、定款にて「当銀行は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。」旨を定めております。

イ. 中間配当

会社法第454条第5項に規定する中間配当について、株主さまへの機動的な利益還元を行うことを目的として、定款にて「当銀行は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる」旨を定めております。